

お申し込みの際は、必ずお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める 「取引条件説明書面」 及び同法第 12 条の 5 に定める 「契約書面」 の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、島根大学生生活協同組合（以下 「当組合」 といいます）が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当組合と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当組合旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当組合約款」といいます）によります。

島根大学生生活協同組合（島根県知事登録旅行業 第 2-58 号）島根県松江市西川津町 1060

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1)当組合にて所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部として取り扱います。
- (2)当組合は、電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当組合が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当組合は、お申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3)募集型企画旅行契約は、当組合が契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。

宿泊付旅行		日帰り旅行他	
旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
30,000 円未満	6,000 円	10,000 円未満	2,000 円
60,000 円未満	12,000 円	30,000 円未満	6,000 円
100,000 円未満	20,000 円	30,000 円以上	代金の 20%
150,000 円未満	30,000 円		
150,000 円以上	代金の 20%		

3. お申込み条件

- (1)18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。旅行開始の時点で、15 才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客さま層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当組合の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらためて当組合からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4)前号のお申し出を受けた場合、当組合は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5)当組合は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当組合がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (6)お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当組合が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- (7)お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当組合が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他当組合の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
- (9)お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当組合が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金について

- (1)参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満 12 才以上の方はおとな代金、満 6 才以上 12 才未満の方はこども代金を適用します。但し、満 3 才以上 6 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日やご利用人数等でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、2.の「申込金」、11.(1)の「取消料」、11.(2)の「違約料」、及び 18.(1)の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。パンフレット・Web 等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限り普通席となります）
- (2)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
- (3)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料
- (4)旅行日程に明示した観光の料金（ガイド料・入場料・拝観料）
- (5)団体行動中の心付
- (6)添乗員同行コースにおける添乗員経費
- (7)その他パンフレット・Web 等において、旅行代金に含まれる旨表示したものと上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。

8. 旅行契約内容の変更

当組合は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当組合の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

当組合は、旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客さまに通知します。

10. お客さまの交替

お客さまは、当組合の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当組合所定の用紙に所定事項を記入のうえ当組合に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当組合は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しされる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日		取消・変更料	
旅行開始日前日から起算してさかのぼって		宿泊付き旅行	日帰り旅行他
1	21 日目にあたる日以前の解除	無料	無料
2	20 日目に当たる日以降の解除 (3～8 を除く)	旅行代金の 20%	無料
3	10 日目に当たる日以降の解除 (4～8 を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
4	7 日目に当たる日以降の解除 (5～8 を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
5	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
6	旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
7	無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%
8	旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

- (2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当組合は、当該期日の翌日においてお客さまが旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料いただきます。
- (3)お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

12. お客さまによる旅行契約の解除

(1)旅行開始前

- ①お客さまは、前項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた松江ショップの営業時間内にお受けします。松江ショップの営業時間はお客様自身で必ずご確認ください。
- ②お客さまは、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が 18.(1)で掲げるもののその他の重要なものである場合に限りです。
- b. 9.に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当組合の責に帰すべき事由により、パンフレット・Web 等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③当組合は、本項(1) - ①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)-②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻いたします。

(2)旅行開始後

- ①お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ②お客さまの責に帰さない事由によりパンフレット・Web 等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項(2)-②の場合において、当組合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、当該事由が当組合の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サ-ビスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払戻します。

13. 当組合による旅行契約の解除

1 旅行開始前

- ①お客さまが 4.に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当組合は旅行契約を解除する場合があります。このときは、11.に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当組合は、旅行契約を解除する場合があります。
- a. お客さまが当組合のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- e. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客さまの人数がパンフレット・Web 等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前（日帰り旅行は 3 日目に当たる日より前）に旅行中止の通知をいたします。
- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当組合の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット・Web 等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当組合は、本項(1)-①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(1)-②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻いたします。

(2)旅行開始後

- ①当組合は、次に掲げる場合においてはお客さまにあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当組合の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当組合の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当組合は、次に掲げる場合においては直ちに旅行契約を解除することができます。
- a. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- ③本項(2)-①に記載した事由で当組合が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客さまの負担と

します。この場合、当組合は、旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当組合が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

④本項(2)-①の a-c により当組合が旅行契約を解除したときは、お客さまのお求めに応じてお客さまのご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

⑤当組合が本項(2)-①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当組合とお客さまとの間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する当組合の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

14. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレット・Web 等に明示いたします。
- (2)添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全にかつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
- (3)添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。
- (4)個人型プランは添乗員は、同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。
- (5)本項 4 の場合、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客さまご自身で行っていただきます。

15. 当組合の責任及び免責事項

- (1)当組合は、旅行契約の履行にあたって、当組合又は当組合の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当組合に対して通知があった場合に限りです。
- (2)手荷物について生じた前(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当組合に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度として賠償します。
- (3)お客さまが次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当組合は、1 の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ④自由行動中の事故
- ⑤食中毒
- ⑥盗難
- ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

16. 特別補償

- (1)当組合は、前項 1 に基づく当組合の責任が生じるか否かを問わず、当組合旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当組合が前項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当組合が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2)お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当組合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (3)当組合は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当組合約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (4)当組合が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

17. お客さまの責任

- (1)お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当組合約款の規定を守らないことにより当組合が損害を受けた場合は、当組合はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客さまは、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当組合から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客さまは、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万ーパンフレット・Web 等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当組合は、旅行中のお客さまが、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当組合の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当組合が指定する期日までに当組合の指定する方法で支払わなければなりません。

18. 旅程保証

- (1)当組合は、次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、5.(3)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客さまに対し支払います。但し、当該変更について当組合に 15.(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当組合は、変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- ②12.及び 13.の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当組合は、変更補償金を支払いません。
- ③パンフレット・Web 等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当組合は、変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当組合がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は 5.(3)に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当組合は、変更補償金を支払いません。
- (3)当組合は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1 件につき 下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日 までにお客さまに 通知した場合	旅行開始日以降に お客さまに 通知した場合
1.パンフレット・Web 等に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.パンフレット・Web 等に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3.パンフレット・Web 等に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレット・Web 等に記載した等級 及び設備のそれを下回った場合にかぎります。）	1.0%	2.0%
4.パンフレット・Web 等に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5.パンフレット・Web 等に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
6.パンフレット・Web 等に記載した宿泊機関の客室種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
7.上記の 1～6 に掲げる変更のうちパンフレット・Web 等のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※注 1：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。

※注 2：4 又は 6 に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

※注 3：7 に掲げる変更については、1～6 の料金を適用せず、7 の料金を適用します。

19. 個人情報の取扱い

- (1)当組合は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関・土産品店等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当組合は、取扱う商品やサービス、キャンペーンなどのご案内のために、当組合が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまへのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただくことがあります。
- (3)当組合は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関・土産品店等及び手配代行者に対し提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客さまに同意いただくものとします。
- 詳細はプライバシーポリシーにてご確認ください。

20. その他

- (1)お客さまが個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
- (2)お客さまの便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当組合では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3)ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (4)土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- (5)本項(4)の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万ー帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当組合はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (6)当組合は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7)パンフレット・Web 等に運行する貸切バス会社名が明記されていない場合は、旅行開始日の前日までに郵送もしくはファックスまたは電子メールで通知いたします。ご希望されないお客さまは、係員にお知らせください。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2026 年 4 月 1 日を基準としています。

この条件書に定めのない事項は当組合旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当組合旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。

バス車内は禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当組合より特に連絡のない場合は、パンフレット・Web 等の記載内容をもって替えさせていただきます。

旅行企画・実施：島根大学生生活協同組合 島根県松江市西川津町 1060
(島根県知事登録旅行業第 2-58 号)